（廿五日午後六時）

磐城新聞

休刊　大祭第一第三日曜
定價（壹枚二錢、壹ヶ月五十錢、郵稅十錢）
廣告料（雜報欄行五十錢場所指定二十錢增）
發行兼編輯印刷人　蓮沼龍輔
發行所　福島縣平町田町拾六　磐城新聞社　電四五六四番

〔大正十年四月二十二日第三種郵便物認可〕　昭和三年二月二十六日　磐城新聞　（日曜日）　第二千百七十四號

政友會内閣に望む

雲井生

今回の總選擧に於て野黨を欺瞞政策を掲げてゐるの民政黨が僅少の差を以て與黨を獲たのは吾等は之を國民一般の輿論から觀て實に惜しむを得ない。

×

現在民政黨が大政黨として存在するのは無產階級の一部が無產階級の御機嫌取りに吸々として夫れが爲めには如何なる手段をも擇ばず實行する勇氣があるからである。

×

從つて民政黨の優勢なる時代には必ず無產政黨が橫行跋扈して赤化宣傳に跳梁跳扈する、無產政黨の跳梁跳扈民の集團としての政黨として過するこめが立憲的正に出來ないのである。

×

政友會内閣が無產階級の國體を無視し黨利黨略を主として猛進するに勇斷を缺くなるのである。

×

若し民政黨にして眞に國家國體を想はゞ一切の假面を剝いて以て共產主義者の一掃を期し、倘迄も皇室中心主義の徹底を期すべき政策を掲げよ、今日の如き政治的混亂、政治を主とする經濟的混亂、を平然として跳むるが如きは眞の日本國家國體の集團としての政黨としては日本建國の理想に背反するものであり斷じて許すべからざるものである。

×

今や民政黨盛んなれば無政府主義者、共產主義者橫行し、政友會盛んなれば屏息するわが日本帝國の現狀を觀て吾輩は民政黨の行動破壞を徹底する」云々の文字の如きは民政黨が反駁する如き意味には決して取れない、矢張り鈴木内相の聲明の如くに解釋せざるを得ない。

×

畢竟するに民政黨が内心相の聲明書に對する民政黨の態度などに對しても吾輩等皇室中心主義者から觀れば「議會中心政治を徹底する」云々の文字の如きは民政黨が反駁する如き意味には決して取れない、矢張り鈴木内相の聲明の如くに解釋せざるを得ない。

×

最近問題になつた鈴木内相の聲明書に對する民政黨の態度などに對しても吾輩は之を黙過することが出來ないのである。

×

一、政友會内閣が無產階級の國體を無視し黨利黨略を主として猛進するに勇斷を缺くなるのである。

×

若し民政黨にして眞に國家國體を想はゞ一切の假面を剝いて以て共產主義者の一掃を期し、倘迄も皇室中心主義の徹底を期すべき政策を掲げよ、今日の如き政治的混亂、政治を主とする經濟的混亂、を平然として跳むるが如きは眞の日本國家國體の集團としての政黨としては日本建國の理想に背反するものであり斷じて許すべからざるものである。

×

日本帝國は理想のために建てられた國である、存在そのものが正義であり、正義のために存在する、然しとは吾輩の最も尊重なる信條である所であり徒らに無產階級に阿附迎合し彼等を政府主義者、共產主義者のして一つあがらしめ種々なる反國家的思想を撒布せしめつゝある民政黨の行動に對しては斷じて好感を持つことが出來ないのである。

×

最近問題になつた鈴木内相の聲明書に對する民政黨の態度などに對しても吾輩は之を黙過することが出來ないのである。

×

一、政友會内閣が無產階級の國體を無視し黨利黨略を主として猛進するに勇斷を缺くなるのである。

×

若し民政黨にして眞に國家國體を想はゞ一切の假面を剝いて以て共產主義者の一掃を期し、倘迄も皇室中心主義の徹底を期すべき政策を掲げよ、今日の如き政治的混亂、政治を主とする經濟的混亂、を平然として跳むるが如きは眞の日本國家國體の集團としての政黨としては日本建國の理想に背反するものであり斷じて許すべからざるものである。

×

今や民政黨盛んなれば無政府主義者、共產主義者橫行し、政友會盛んなれば屏息するわが日本帝國の現狀を觀て吾輩は民政黨の行動破壞を徹底する」云々の文字の如きは民政黨が反駁する如き意味には決して取れない、矢張り鈴木内相の聲明の如くに解釋せざるを得ない。

×

畢竟するに民政黨が内心相の聲明書に對する民政黨の態度などに對しても吾輩等皇室中心主義者から觀れば「議會中心政治を徹底する」云々の文字の如きは民政黨が反駁する如き意味には決して取れない、矢張り鈴木内相の聲明の如くに解釋せざるを得ない

國民の注意を惹く
平町豫算の修正
新規事業は學校新築
委員會結果如何

平町に於ける昭和三年度の豫算町會は特別會計に屬する水道部豫算を除ける約四十五萬圓に達する驚くべき數字を示し前年度に比し十七萬圓と言ふ巨額の大膨張を見一事は昨報の如くであるが勿論此の大膨張を見たのは多年町民から要望されてゐた第三小學校新設か

計上された結果で然し第一、第二小學校の增築と共に計上された新設費は二十四萬九千五百八十五圓（但し今年度支出は十六萬五千圓）の半年度總豫算額の半を占めてゐるが今原案に依る新設費並に增築改築費の內容を瞥見すれば

△第三小學校建築費（但し二ケ年支辨）金二十一萬八千六百七十圓

△第一小學校增築費（但し二ケ年支辨）金十一萬二千圓

△第二小學校增築費（但し二ケ年支辨）金十萬圓

△第一小學校改築費（但し二ケ年支辨）金八萬圓

△第二小學校改築費（但し二ケ年支辨）金六萬圓

△第一小學校新設費（但し二ケ年支辨）金五萬圓

△第二小學校新設費（但し二ケ年支辨）金五萬圓

△第三小學校新設費（但し二ケ年支辨）金五